

ご意見の内容と市の考え方

項目	No.	ご意見の内容	市の考え方
公共用地の清掃	1	<p>ごみ袋の有料化については加茂町時代に戻るだけで、少しでも市の負担軽減になれば良いかと思いますが、市街化調整区域外の奥畑区では市道の草刈は自分達で行っております。その際出たごみ(草・落ち葉等)は袋に入れごみ回収にお願いしたりしております。</p> <p>昨今、野焼きも規制が厳しくなり、やすやすと燃やせません。今後どのように処理すれば良いのか良い案を提示下さい。</p> <p>たとえば、①どこか数か所に集めておけば業者が持ち帰ってくれるとか、②区に対してごみ袋を無料配布するとか、③野焼きを許可するとか。市としては②が一番安易な方法だと思っておりますが、出来れば人手が無い中、市道の草刈を行っておりますので①の案をお願いします。他により良い方法があれば教えて下さい。</p>	<p>現在、アダプトプログラム活動や地域清掃等の公共用地を対象とした清掃活動については、ごみ袋を窓口にて無料で配布し、後日、市の担当が回収をしています。有料指定袋制導入後も、現在の扱いと同様に専用のごみ袋を配布する予定です。</p> <p>また、個人で公共用地の落葉拾いや草抜きなどのボランティア清掃活動に取り組んでいただいている皆様にも、アダプトプログラム活動や地域清掃と同様にごみ袋の配布・回収をさせていただきます。例えば、使用枚数を申し出ただけであれば窓口にてごみ袋をお渡しし、依頼の電話をいただければ回収に伺います。</p> <p>基本方針にも、このことを明記いたします。 【基本方針 P8 Ⅲ⑦社会的配慮 ○ボランティア清掃活動 追加】</p>
	2	<p>街路樹の落葉ごみについてですが、家の前の歩道には大きな街路樹(楠木)が茂っており、小学校の通学路にもなっています。道路の北側には公園があり、また市道西側には高速道路の高木植栽があります。</p> <p>季節の移り変わり、特に春先新芽時期(楠木)や晩秋の落葉時期には、吹き溜まり現象(風の舞い上がり・建物位置関係での吹き溜まり)で、驚くほどの落葉が吹き込んで、歩道を埋め、歩道を埋め美観を損ね、あまりに見苦しい為、自分の家の周りは綺麗にしたいと心掛け、自主的に掃除を行っております。</p> <p>楠木の新芽落葉時期は、竹ぼうきで道路・歩道を掃除する必要があり、1日で45Lのごみ袋が一杯になる日もあります。</p> <p>ごみ袋有料化に対し、公共的環境植栽の影響による、公共ごみ袋収集は従来通り無料にしたいだけではないでしょうか。</p> <p>現状を調査基準を作成願ひ、この様な住宅には年間20~30枚程の無料配布を要望いたします。</p>	<p>ボランティア清掃で生じたごみの取扱いについては、No.1の回答のとおりです。</p>
	3	<p>ボランティア清掃活動については、専用のごみ袋を無料配布することですが、落ち葉、草などのごみについても、紙おむつ同様、家庭にある半透明の袋でも可能にしてほしいです。</p> <p>※自宅裏の遊歩道が、すぐに草だらけになるため、個人的に草ぬきを行っています。</p> <p>いつやる、と決めているわけではなく、その日の天気や気分のできる時にやるという感じです。</p> <p>わざわざ専用のごみ袋をもらいにいってまでは、やらなくなってしまおうと思います。</p> <p>半透明の袋に入れば、刈草や落ち葉のごみであることはわかると思いますが、専用のごみ袋を作成するコストがもったいないと思います。</p> <p>すでにごみ有料化を実施している生駒市では、剪定枝・落葉・刈草については指定袋に入っていないなくても回収してくれるようです。(他のごみが混ざっている場合は収集してくれません。)</p>	<p>ボランティア清掃で生じたごみの取扱いについては、No.1の回答のとおりです。</p>
指定袋	4	<p>捨てるためだけの袋ではもったいないので、スーパーなどの店舗と提携して指定ごみ袋の素材で作った買い物袋として販売してくれる用途が増え、また市と企業との提携で市民も含めそれぞれへの負担が軽減されるのではないかとと思う。</p>	<p>ご意見の取組みについては、現在予定していません。</p> <p>ごみの発生抑制の取組みとして、レジ袋を削減するために、今後も買い物時のマイバッグの持参にご協力くださるようお願いいたします。</p>
	5	<p>ごみ袋は何色か。また、どの程度の透明度か。カラスや猫があさらないような工夫を願う。</p>	<p>色については、検討中です。透明度については、確実に中身の見えるようなものを予定しています。</p> <p>透明の件については、基本方針に明記いたします。 【基本方針 P7 Ⅲ⑥有料指定ごみ袋の大きさ等(可燃ごみ用) 追加】</p>
	6	<p>指定袋の購入はスーパー、薬局、ホームセンターで出来るのが当たり前だが、コンビニや市役所、各支所、図書館などで買えるようにしてもらいたい。</p>	<p>利便性の向上のため、出来る限り市内の多くの店舗等で取り扱ってもらえるように、募集等を行います。</p> <p>また、市役所でも販売をする方針です。</p> <p>市役所での販売の件については、基本方針に明記いたします。 【基本方針 P9 VI③指定ごみ袋の販売 追加】</p>
	7	<p>過去のニュースでも取り上げられたが、作りすぎて指定袋が余ったとならないようにしてもらいたい。</p>	<p>指定袋については、出来る限り無駄な在庫が発生しないよう努めていきます。</p>
	8	<p>指定袋の金額は、税抜か、税込か。</p>	<p>基本方針(案)に記載の指定袋の金額は、税込の価格です。</p> <p>基本方針にもこのことを明記いたします。 【基本方針 P7 Ⅲ⑥有料指定ごみ袋の大きさ等(可燃ごみ用) 追加】</p>
社会的配慮	9	<p>7リットルサイズでごみを出されるご家庭は、どの位の割合なのか。</p>	<p>家族構成などにより、各家庭のごみ排出量に違いがあることから、4種類のごみ袋を用意する方針です。7リットルサイズの袋の割合は、同様のごみ袋を用いている生駒市では18%でした。</p>
	10	<p>紙おむつ使用者への配慮は理解するが、対応の方法が不適切である。プライバシーの観点より、ボランティア清掃活動同様に一定枚数の指定袋の無料配布の対応に変更すべきではと感じる。</p>	<p>ご意見と同じ事例もありますが、在宅高齢者おむつ給付事業の受給者など、紙おむつ使用者であることが確認できないと、配布は困難です。また、一定枚数しか配布できず、不足分は自己負担ということになります。</p> <p>全ての紙おむつ使用者を対象とするため、今回の取扱いとしました。</p> <p>なお、紙おむつを排出の際には、中身が確認できる白色半透明の市販の袋での排出も可能です。</p>

項目	No.	ご意見の内容	市の考え方
周知・意識啓発	11	「市廃棄物減量等推進審議会からごみの有料化の検討が必要である旨の答申を受けた」にも関わらず、検討ではなく、「答申の趣旨を踏まえて、家庭系ごみの一部有料化を進めることとします」と即、なぜ有料化を進めるのか。 今後、市民とともに検討すべきではないか。私は5月号の広報ではじめて有料化を知った。他の多くの市民が知らなかった人が多いのではないかと。なぜ、もっとごみの削減の必要性を市民に訴えてこなかったのか。即、有料化ありきではなく、色んな施策や周知も行ったが削減できなかったら、有料化を行うというPRがまず必要ではないか。 こんな抜き打ちのやり方は、木津川市の怠慢そのものであり、行政としても審議会で議論している内容も含め、今まで丁寧な周知すべきであった。しなかったのは、怠慢以外の何物でもない。	審議会では、ごみ減量施策の取組みの強化や、有料化制度についても審議されました。また、審議会は公開により行うとともに、協議結果につきましては、担当課で閲覧に供する他、ホームページに掲載するなど、周知に努めています。 ごみ減量の取組みについては、「子供への環境教育の推進」としてモデル校での取組みや、「古紙類減量化に向けた施策」として雑紙分別の出前講座などにも取り組んでいます。
	12	広報周知は十分しているとは、思われない。	市民への周知につきましては、広報やホームページをはじめ出前講座などを行ってまいりましたが、更に周知に努めてまいります。
	13	紙類が多く可燃ごみに混在しているということだが、細かい紙類やシュレッターごみはどのように資源ごみとして出すのかなど、周知ができていないのではないかと。	シュレッターごみなど繊維の細くなった紙類は、古紙業者によっては資源化できない場合があり、市民から問合せがありましたら、その都度、確認しご説明しています。 今後、雑紙の出し方などについて、一層の周知に努めていきます。
	14	もったいない精神に根ざした環境意識の向上が必要であり、それでも減量が出来ないことになれば有料化もやむなしという方向性を持っていくべきではないか。そういった取組みが現時点では、不十分である。	ご意見のとおり、ごみ減量やリサイクルの推進には環境意識の向上が必要です。本市におきましても、有料化による意識改革と、現在の取組内容の継続、また有料化による手数料収入を減量施策に活用しながら、更なるごみの減量化に取り組んでいきたいと考えます。
	15	有料化ありきで周知すべきではなく、ごみ分別や減量化を行う必要性を周知し、できなければ有料化やむなしというような周知を行うべき。 こういう順序で有料化を行えば、市民の理解も得やすい。今までそういったことをしていないから、反発が出るのではないかと。 順序が逆。そして有料化を行うにしても、モデル地域を設定しテスト実施するなどして効果が出れば全市内実施すべきではないか。	今般のごみ有料化につきましては、ご意見の考え方を基本として、審議が進められてきました。ごみの減量化や分別の必要性と現在のごみの排出状況を踏まえた、有料化を行うことの周知に努めます。 また、モデル地域の設定については、考えておりません。
	16	決して有料化に絶対反対するものではないが、ゴミの収集は長年の市町村行政の基幹業務であり市民生活に密接にかかわりのある業務である。市民周知など余り無いいきなりの有料化方針は市民不在と言わざるを得ない。 担当部署の方には、本当に市民のための行政をやっているのか自問自答してもらい、先ほど記載したように有料化するのであれば、その順序を良く吟味し進めてもらいたい。	有料指定袋制度に際しては、あらかじめ市民説明会や出前講座などを予定しており、市民の皆様にご理解してもらえるよう取り組んでまいります。
	17	買い物をする時から、捨てる時までの意識改革を市で取り組んでいただきたい。	ご指摘のとおり、ごみの減量化には、ごみの発生抑制をはじめとする再使用・再生利用の3Rの意識改革が最も重要であると考えています。
	18	減量のためには、このことが大変大事。図表6では紙類が大きな部分を占めている。紙類をしっかり分別することが住民に求められる故に、分別の方法などを広く知らせることを望みます。 「こんな紙でも燃やすごみに出さないで、廃品回収に出しましょう」とかアピールしてください。実際、出ているごみ袋の中に、あんな紙類を何で燃やすごみに出すのかと思われるものがあります。	ご指摘のとおり、ごみの減量化に際しては、発生抑制と分別は大切です。特に燃やすごみの中には、雑紙が多く含まれており、これを分別することが重要です。 雑紙を資源ごみとして排出する等、分別の方法等を市民の皆様へ周知啓発を更に強化いたします。現在取り組んでいる古紙集団回収事業の推進等も併せて取り組んでいきます。
	19	減量化のため、袋の有料化も一つの方法で仕方ないと思われるが、果たしてどれくらい効果があるのか。もし実施するならば、広報や啓蒙をよろしく。	有料化による減量効果をより高めるため、市民の皆様への様々な情報提供に努めます。
負担軽減	20	年金生活者にとっては、ごみ袋の購入即ちごみの有料化は大変厳しいものがある。出来れば、その半額に何とかならないでしょうか。また、恒久的な補助制度の考えはないのでしょうか。	指定袋の料金設定につきましては、先進事例や周辺自治体の料金水準などを参考に設定しています。 なお、補助制度ではありませんが、介護の必要な方や乳幼児が日常的使用する紙おむつについては、中身が紙おむつであり混入物のないことを確認できる市販のごみ袋での排出である場合、有料化の対象外とする予定です。
	21	他の市区町村がしているから有料化ではなく、まず独自の方法を試してみて、少しでも市民への負担を軽減してほしい。	これまで、古紙集団回収事業や生ごみ堆肥化事業、リサイクル研修ステーションを活用した市民啓発事業等、ごみ減量に向けた取組みをおこなってきました。しかしながら、可燃ごみの減量が進んでいないことから、従来の取組みに併せて有料指定袋導入の検討をおこなったところです。 指定袋の料金水準については、No.20前段の回答のとおりです。
	22	生ごみ回収回数を減らすことや人員削減などで費用負担を減らし、その分を減量対策に充当することも考慮してほしい。	生ごみの回収回数を減らすと、衛生面で問題が懸念されます。また、人員についても、収集運搬業務の安全面と安定した収集ができることを踏まえて、削減に努めています。 なお、指定袋制による収入は、ごみ減量施策の拡充や市民サービスにつながるような活用を検討していきます。
	23	1リットル1円で、45リットル10枚入りだと450円になる。指定袋以外のごみ袋はそんな値段はしない。高すぎる。	指定袋の料金水準については、No.20前段の回答のとおりです。
	24	ごみ減量のため有料化は、市民全体に”科料”を命ずるに等しく与えることで自覚を促すということで短絡的であり反対です。 本案は、所得の多い少ないに関わらず、影響することになります。所得の多い人も少ない人も、排出するごみの量は大きな差がないのではないかと。「負担の公平」とあるが、消費税と同じく負担逆進性が生じます。考え方としては、応能負担が良いと思う。	今般の有料指定袋制は、基本方針(案)に示すように、ごみの排出量に応じて負担をいただくことで、ごみ処理に係る負担の公平性を確保できるものと考えています。

項目	No.	ご意見の内容	市の考え方
負担軽減	25	素材やインク代の安い指定ごみ袋を生産して、半値位の価格設定が出来ないのか、ご検討頂きたいと思います。	指定袋の制作費用につきましては、なるべく安価に抑えるように取り組めますが、それに応じて指定袋の代金を変更する考えはありません。 指定袋の料金水準については、No.20前段の回答のとおりです。
	26	料金に関して、手続条例で、意見募集対象外と聞いたが、そうすると、ごみ袋有料化は増税ということではないか。それに料金も案の中に含まれ、同時に議決されるのに、何も言えないのは不当ではないか。	木津川市パブリックコメント手続条例の第4条4項に基づき、使用料及び手数料等の徴収に関する金銭徴収の条項については、意見募集の対象外となります。 料金については、議会において議論いただくこととなります。
	27	全国的に市指定のごみ袋45L1枚当たりの平均値は38.62円、中央値は30円である(ネット調べ)。もし、有料化するならば、中央値にすべき。	指定袋の料金水準については、No.20前段の回答のとおりです。
	28	高収入者はさして気にも留めず、中低収入者が料金を気にしながらやることになるのではないかと。その割に、事務処理などの経費・時間がかかるのではないかと。	指定袋の料金水準については、No.20前段の回答のとおりです。 経費や時間については、効率的な事務処理に努めます。
	29	紙おむつに対する配慮は記載されているが、低所得者に対しては、何も書かれていない。生活保護者・非課税者には、補助金なりを当然検討していると思うが、その境目にいる低所得者は負担ばかりが増えることになるので、何らかの補助をする必要がある。	指定袋の料金水準については、No.20前段の回答のとおりです。
	30	自家は、約半年前よりエコスポットを使用し、紙ごみは汚れている以外、ごみとして捨てていません。 ごみ袋は、購入する必要がなくなり現在0円です。家計を圧迫する方針には反対です。無料配布している市も存在します。 ごみ分別で協力もしていきます。その上での有料化は全国の6割以上の自治体を例にあげておられますが、家計にも優しいを第一の”もったいない”精神を目指していただきたいと思います。	指定袋の料金水準については、No.20前段の回答のとおりです。 市民の皆様にはごみ減量にご協力いただいておりますが、更なるごみの減量化を実現するために、経済的インセンティブを活用した有料指定袋制の導入を検討いたしました。
不法投棄	31	ごみの有料化で全国的に収集量が少なくなったとのことですが、結局は公園や道路にごみを捨てる不届き者が増えるのではないのでしょうか。	ごみの減量は、発生抑制(無駄な商品の購入を控える。包装の少ない商品の選択等)や、再生利用(資源化可能なごみの分別促進)等を進めていただくことが有効であり、全国の自治体でもこのことによって減量効果につながっているものと考えます。 不法投棄の件数について、環境省の調査では全国の約半数の自治体で「ほとんど増加なし」となっています。しかし、不法投棄が増えるのではないかと懸念がありますので、不法投棄パトロールを今後も引き続き進めていきます。また、他の自治体の不法投棄対策も参考に新たな対策も検討したいと考えます。 基本方針にもこのことを明記いたします。 【基本方針 P9 VI②不法投棄・不適正排出等の対応 追加】
	32	不法投棄や野焼きが懸念される。	不法投棄については、No.31後段の回答のとおりです。 野焼きは、「農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる場合」等の例外事項を除いて法律で禁止されています。また、例外事項であっても、生活環境の保全上著しい支障を生ずるような場合は、行政指導の対象となります。 これまでから、違法な野焼きの苦情があれば現地で指導を行っておりますが、今後も現地指導を行うとともに、野焼き禁止の啓発を進めてまいります。
	33	ルールを守らない人はほとんど守りません。 集合住宅では、誰のごみなのか判断がつかないので、ごみ出しルールすら守らず、回収してもらえないごみを管理会社の方が分別している状態です。 今後有料となると、未回収ごみの増加、道路やコンビニ・スーパー等への不法投棄増加につながると思います。	集合住宅をはじめ拠点回収場所での不適正排出については、特に対策が必要と考えます。まずは、不適正排出禁止の啓発の取組みを行い、また問題が頻繁に発生する場所では、地元地域や集合住宅の関係者にも協力を得ながら、排出指導等の対応が必要と考えます。 基本方針にもこのことを明記いたします。 【基本方針 P9 VI②不法投棄・不適正排出等の対応 追加】 不法投棄については、No.31後段の回答のとおりです。
	34	有料化により、表面上ごみ量は減るかもしれないが、その中には事業系や不法投棄による部分が多く含まれるのではないかと。	不法投棄については、No.31後段の回答のとおりです。 事業系ごみの適正排出の促進についても検討していきたいと考えています。
その他	35	精華町ごみ焼却場の永年の懸案解消への尽力に敬意を表します。これを機に市民挙げて思い切ったごみ対策が必要です。 その一環として、ごみ減量への市民啓発推進のために「有料化」は有効・効果的であり賛同します。 更に、今後へ向けて市民負担等を含めた思い切ったごみ処理対応・対策の推進を期待します。	これまでから取り組んでいる減量施策と併せて、市民の皆様の理解と協力をいただきながら、更なるごみの減量化を進めていきます。
	36	生ごみ堆肥コンポストが高額のため、補助があってもなかなか設置できなかった。そこで地域や自治会毎、集合住宅の場合、ごみ置き場にコンポストを設置し、堆肥化することによって減量を図ってみるのとは考える。	市が補助制度の対象としているのは、環境面の配慮から、電気式ではなく比較的安価なコンポストです。また、今年度から消滅型コンポストのレンタル制度を創設しますので、ぜひご利用いただければと思います。 なお、地域設置型の機械式・電気式コンポストについては、ごみの品質や管理面等の課題が多く、廃止した経緯もありますが、検討されている地域がありましたら、ご相談ください。
	37	1ページ16行目「家庭系ごみの一部有料化を進めることとします」の進めるという表現が曖昧である。ごみ袋が有料になるのかそうでないか、はっきりしてほしい。	現時点では、有料指定袋制の導入(有料化)は決定されたものではありません。 9月の市議会において、有料指定袋制の導入に必要な条例改正が可決されれば、正式に決まることとなります。

項目	No.	ご意見の内容	市の考え方
その他	38	焼却場への直接搬入でも指定袋に入れなければならないか。	現在、可燃ごみの直接搬入については、減免措置により料金を免除していますが、その減免した分を市が別途負担しています。今後は減免を廃止する方針です。なお、料金の徴収方法については、指定袋は使わずにごみ焼却施設で重さに応じて料金をお支払いいただくこととなります。
	39	おためし袋の配布はだれがするのか。市の職員か、自治会か。また直前とは、何か月前か、何週間前か。	おためし袋の具体的な配布方法については、今後、検討します。配布時期については、平成30年8月頃を予定しています。
	40	市長の意見を市民へ公表してほしい。	本基本方針(案)は、市長の意見を踏まえて、策定しています。
	41	「市の方針(案)を決定」において「一部有料化政策決定」とあるが、何時、どの場でどのように決定されたのか、明記すべき。	基本方針や重要施策の決定につきましては、意思決定機関である政策会議において、政策決定しています。そのため、「政策決定」という表現を使わせていただいております。なお、政策決定日は、平成29年2月2日です。決定日については、基本方針に明記いたします。 【基本方針 P1 はじめに 追加】
	42	「税込当たりのごみ処理経費」を追加すべき。	ご意見を踏まえ、市税に占めるごみ処理経費の割合も追加いたします。
	43	目標値の根拠を明記すべき。	もったいないプランの目標値の根拠について、基本方針に明記いたします。 【基本方針 P2 もったいないプランの目標値(図表4 追加)】
	44	資料作成年月日を明記すべき。また、環境省の調査結果も掲載すべき。	図表8につきましては、調査年度を明記させていただきます。なお、環境省の調査結果については、図表12【家庭系可燃ごみの料金水準と平均排出抑制率】から、ご確認ください。 【基本方針 P4 有料化後の家庭ごみ排出量の減量効果(図表8) 追加】
	45	「経済的インセンティブによる市民のごみ減量実践行動の促進」に修正すべき。【P3 II①ごみ減量の実践行動へ市民を誘導】	ご意見を参考にし、基本方針を修正いたします。 【基本方針 P4 II①経済的インセンティブによる市民のごみ減量実践行動の促進 修正】
	46	「家庭系ごみ排出削減と再資源化目標達成のために充当」に修正すべき。【P4 II③ごみ減量、リサイクル等の施策展開に要する財源の確保】	ご意見を参考にし、基本方針を修正いたします。 【基本方針 P4 II③家庭系ごみ排出削減と再資源化目標達成のための財源の確保 修正】
	47	料金水準と不法投棄や不適正排出の関係を示す資料があれば掲載すべき。	料金水準と不法投棄や不適正排出の相関関係は、確認できませんでしたので、ご意見の資料の掲載は考えていません。
	48	リサイクル研修ステーションが十分に機能していないのではないか。これももっと周知が必要であるし、例えば他市がやっている「もったいない市」などを定期的に開催し、不用品の交換会や販売会などをするべきではないか。	リサイクル研修ステーションでは、リユースコーナーを設置して、不用品を必要な方に使っていただくための取組みを平成9年から行っています。市民の皆様へは毎月広報で周知しています。
	49	10月は、新焼却場の稼働時期と同じではないか。そうであれば、現在の焼却場の狭隘や容量不足、委託費用など減量する要因(これだけではないが)が解消される部分が多い。それにも関わらず、稼働時期と同じ時期に有料化するのをおかしいのではないか。市自体もっと周知も含め努力を行い、市民に協力を求め、それでもダメであるから有料化するという姿勢が必要ではないか。他団体が有料化をしているから、当市も行うのは安易な考えにしか見えない。	ごみ減量化の大きな目的は、循環型社会の実現と環境負荷の軽減にあります。新たなごみ焼却場(環境の森センター・きづがわ)の完成により、処理能力や処理経費の問題が軽減されても、ごみの減量化に向けた取組みは継続する必要があります。
	50	経済的に負担となることが、インセンティブが働くという意味がわからない。	現時点では、ごみをいくら出しても直接の手数料がかからないので、ごみを減らそうとする意識が働きにくくなります。しかし、有料化になると、ごみ量に応じて経費がかかるため、分別を徹底したり無駄なモノの購入を控えたりするなど、ごみ減量の意識が働くことが期待されます。
	51	粗大ごみこそ「シール制」有料化にすべきだと思う。	現時点では、可燃ごみを有料化の対象としています。
	52	社会的配慮として、幼児のトイレトレーニングを促進すべきだと思う	紙おむつは、乳幼児の他、高齢の方、障害のある方の一部が使用しておられますが、使用量を減らすことが困難であり、また容積が大きく、負担になることからの特段の配慮が必要と判断したものです。トイレトレーニングは、乳幼児が出来る限り早くおむつ離れをするための訓練であると存じますが、これを社会的配慮として実施することは考えておりません。
53	有料化になるのであれば、具体的に何を市民に還元できるのか、又できたかをわかるようにしていただきたい。	現在取り組んでいる減量施策の充実などにより、還元したいと考えており、今後、広報やホームページで周知します。また、手数料収入の使途の内容や、収支報告についてもお知らせする予定です。	
54	一人当たりのごみ排出量が減少傾向だというのは、結構なことだが、何故なのかな	一人当たりのごみ排出量は、全体から見ると、「その他のごみ」(不燃系ごみ等)の発生抑制などにより、やや減少傾向にあります。しかし、燃やすごみの排出量は特に減少が見られません。	
55	図表9には、ごみ有料化収入(ごみ処理経費全体の約8%)と記載されている。この数値が正しいのであれば、本文を「ごみ処理費用の約8%を直接～」と修正すべきである。ちなみに、約8%をP1の図表2の平成27年度数値をもとに算出すると、約8,375万円となるが、P6図表14の見込み額5,300万円と差異があるのはなぜか。整合性に欠ける。可燃ごみの収集・処理費用を母体としての割合であるのなら、その旨の記載が必要なのでは。	図表9の【有料化後の】[収入]の「ごみ処理経費全体の約8%」は、「可燃ごみ処理経費の約8%」を指しますので、図表9の表示を見直します。 【基本方針 P5 有料化による家庭系ごみの処理費等の負担イメージ(図表9) 修正】	

項目	No.	ご意見の内容	市の考え方
その他	56	図表9には、8%の部分の用途が3分類されている。しかし、それぞれの構成案の記載がない。市民に負担を求めることになる以上、構成割合の試算結果を示すべきである。ごみ有料化による手数料の収益と用途の透明性を確保する意味でも明示すべきである。	図表9は、現状と有料化後の負担イメージを分かりやすく伝えるために、図化したものです。構成案についても、図表14の手数料収入金額や必要経費見込額についても、現時点で求められる限りの見込を算定したものであり、現段階で、減量施策等の案を示すことはできません。今後市民の皆様の意見や他市の事例も参考にしながら、検討してまいりたいと思います。 なお、具体的な減量施策が決まりましたら、広報やホームページ等で周知させていただきます。また、透明性を確保するため、毎年度の収支報告もごみの減量実績と併せてお知らせする予定です。
	57	図表9では、有料化収入で得られた「ごみ収集・処理費の一部」を特定財源として基金に積み立てるとされている。木津川市廃棄物減量等推進審議会平成28年11月「家庭系ごみ減量を更に推進するための対策について」にも同様の図表が掲載されており(答申P11図表3-1)、「ごみ収集・処理費の一部」は特定財源措置をしないと書かれている。答申通りにすべきである。	「ごみ収集・処理費の一部」に充てる場合においては、財源措置を明確にするため、基本方針(案)において特定財源としました。
	58	導入時期は何を想定しての時期なのか。新クリーンセンター稼働であるなら、直接持込の家庭系ごみの手数料はどうするのか記載がないが。	有料化の導入時期については、目標の達成に向けた更なるごみの減量化に必要な期間を想定しました。 可燃ごみの直接搬入の料金については、No.38後段の回答のとおりです。
	59	図表14中の有料化に伴う必要経費見込み額の3,500万円の内訳を詳細に明記すべき。 答申の図表3-8(家庭系ごみ有料化による手数料収益見込)では、ごみ袋販売経費として作成経費8円/枚、販売手数料2円/枚との条件のもと、1,453万円とある。 3,500万円と1,453万円の違いは何か。答申とあまりにもかけて離れている。説明を求める。	現時点での必要経費想定額:約3,500万円の内訳は、指定袋制作経費:約2,200万円、保管・配送業務費:約700万円、販売手数料:約600万円となります。 なお、実際の経費は、今後入札等により、なるべく安価に抑えるように進めていきます。 答申と基本方針(案)との金額の相違は、答申には含まれていなかった配送・保管業務費や袋の種類・枚数の追加によるものです。
	60	燃やすごみのうち、布団等かさばるごみについては、どのようになるのか。別途検討すべきと答申にはあったが、検討した結果はどうなのか。	布団や、板・棒のようにかさばるごみについても、現在の収集と同じ基準(布団は一回2枚まで。板や棒も、一定の太さ長さに纏め、1回3束まで)で収集する予定です。なお、袋に入りきらないことも考えられることから、今後、広報やホームページ、説明会等で方法をお示しします。
	61	市民に負担を求める前に、現状の説明、減量化に向けての施策のさらなる推進を6月より始まる説明会で説明してもらいたい。14か所もの説明会を実施するというこれまでにない進め方であるからこそ、有料化ありきではなく、市民に理解を求めることから始めては。	今後開催する説明会においては、市民のご理解をいただけるよう説明に努めます。
	62	有料化による収入は、ごみ処理以外に使われないと断言できるか。	有料化収入は、ごみ処理経費や指定袋代、減量施策等の経費等などの特定財源として活用します。
	63	燃やすごみの中にリサイクルできる物が多く含まれていることが、有料化の理由の一つに挙げられており、リサイクルを促進するためとされている。しかし、気になるには、有料化がリサイクル可能なごみにまで推し進めるための、第一歩になるのではないかと。そうでないことを断言しておくことが必要である。	有料指定袋制は、「もったいないプラン」において設定している目標である、燃やすごみから再資源化可能な区分への分別の推進とリサイクル率を向上を実現する施策の一つになります。 可燃ごみ以外の有料化については、今後の検討課題となります。